

蕨市道路占用料条例の一部を改正する条例

蕨市道路占用料条例（昭和 56 年蕨市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成 28 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

別表占用料の欄を次のように改める。

占用料
4, 0 0 0
6, 2 0 0
8, 4 0 0
3, 6 0 0
5, 8 0 0
8, 0 0 0
3 6 0
3 6
2 2
3, 5 0 0
2, 2 0 0
7, 2 0 0
3, 0 0 0
7, 1 0 0
7, 2 0 0
1 5 0
2 2 0
3 3 0
4 3 0

6 5 0
8 7 0
1, 5 0 0
2, 2 0 0
4, 3 0 0
7, 2 0 0
$A \times 0.004$
$A \times 0.006$
$A \times 0.007$
3, 6 0 0
2, 1 0 0
7, 2 0 0
7 1
7 1 0
7 1 0
7, 1 0 0
5, 8 0 0
7 1
7 1 0
7 1
7 1 0
7, 1 0 0
3, 6 0 0
7 1 0
7 2 0
$A \times 0.010$

$A \times 0.007$
$A \times 0.022$
$A \times 0.007$

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の蕨市道路占用料条例の規定は、施行日以後の道路の占用に係るものについて適用し、施行日前の道路の占用に係るものについては、なお従前の例による。

令和6年11月27日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄